○大府市国民健康保険被保険者証短期間交付に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国民健康保険税の滞納者対策を行うため、国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号）第７条の２第２項の規定に基づき、国民健康保険税を滞納している世帯主に係る被保険者証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（短期保険証の交付）

第２条　国民健康保険税の納付相談の機会を増やし、収納率の向上を目指すため、国民健康保険短期被保険者証（以下「短期保険証」という。）を交付する。

（該当世帯）

第３条　短期保険証の交付該当世帯は、前年度以前の国民健康保険税滞納金額（以下「滞納金額」という。）のある世帯とする。

（短期保険証の有効期間）

第４条　短期保険証の有効期間は、６月以内とする。

（短期保険証の交付時期）

第５条　短期保険証の交付時期は、３月及び９月とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、随時に交付することができる。

（短期保険証該当世帯の解除）

第６条　短期保険証該当世帯が、次の各号のいずれかに該当した場合、直近の保険証一斉更新時までを有効期限とする保険証を交付する。

⑴　滞納金額を全額納付した場合

⑵　前号のほか市長が特に必要と認める場合

（短期保険証の更新）

第７条　短期保険証を交付されている世帯は、短期保険証の有効期間満了日の１０日前から本人の申出により更新をする。

（適用除外）

第８条　この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当し、国民健康保険被保険者証短期間交付適用除外承認申請書（別記様式）を提出し、適用除外の承認を受けた場合については、適用しない。

⑴　世帯が、その財産につき災害を受け、又は盗難にかかったとき。

⑵　世帯主又はその者と生計を一にする親族が、病気にかかり、又は負傷したとき。

⑶　世帯主が、その事業を廃止し、又は休止したとき。

⑷　世帯主が、その事業につき著しい損失を受けたとき。

⑸　世帯に属するすべての被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるとき。

⑹　前各号のいずれかに類する理由があったとき。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１２年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年１月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

別記様式（第８条関係）

国民健康保険被保険者証短期間交付適用除外承認申請書

年　　月　　日

大府市長　殿

世帯主　住　　所
氏　　名
電話番号

大府市国民健康保険被保険者証短期間交付に関する取扱要綱第８条の規定により、適用除外の承認を申請します。

１　災害・盗難	
２　病気・負傷	
３　事業廃止・休止	
４　事業の著しい損失	
５　すべての被保険者が ①原爆被爆者 ②厚生労働省令医療受給者	
６　上記に類する理由	